明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

42	82
43	83
44	84
45	86
46	88
47	90
48	92
49	94
50	96
51	98
52	100
53	104
54	108
55	112
56	116
57	120
58	124
59	128
備考	（略）
夕	（略）

42	80
43	82
44	84
45	85
46	86
47	87
48	88
49	91
50	94
51	97
52	100
53	103
54	106
55	109
56	112
57	117
58	122
59	127
備考	（略）
夕	（略）

附　則

（施行期日等）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一、別表第二及び別表第六の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

２　この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の規則九―八（同条において「改正後の規則九―八」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸がこの規則による改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

第三条　この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。